

(消費税)インボイスの登録・取消し手続きについて

国税庁HPから抜粋

1 適格請求書発行事業者の登録申請手続(国内事業者用)

【提出時期】

この申請による登録の効力は、税務署長が登録をした日から生じます。

なお、免税事業者が、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第4項の適用により、登録を受ける場合には、登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)から登録を受けることができます。

また、免税事業者が、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間(令和5年10月2日以後開始する課税期間分に限ります。)から登録を受けようとする場合は、この登録を受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出する必要があります。

(例)免税事業者が令和6年2月1日(登録希望日)に登録を受けようとする場合

登録申請書に、登録希望日を令和6年2月1日と記載し、令和6年1月17日までに提出する必要があります。

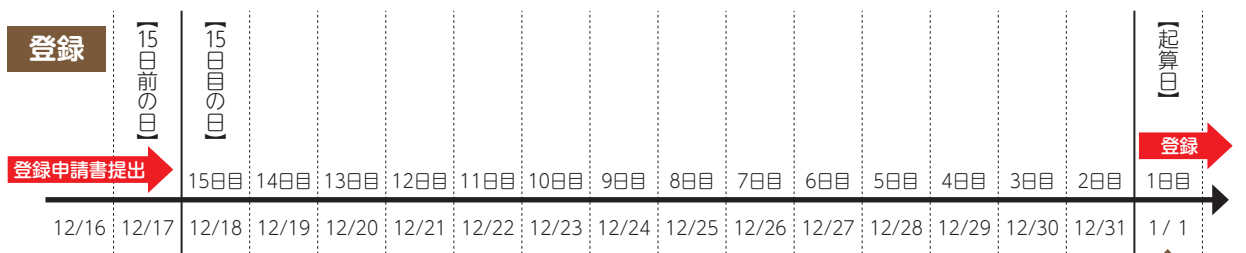
2 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める手続

【提出時期】

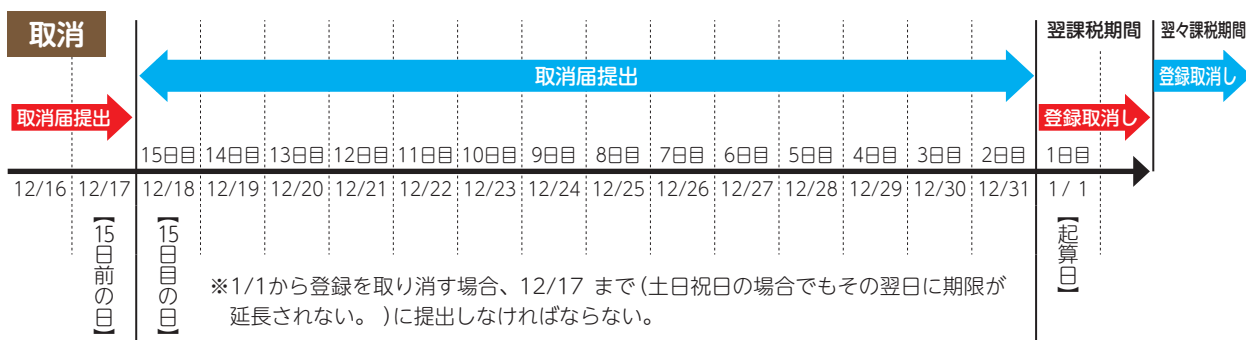
届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日から登録の効力を失わせるためには、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出が必要です。

※翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、翌々課税期間の初日に効力を失うこととなります。

インボイス発行事業者の登録・取消しに係る手続の日数の計算



(参考)例えば、免税事業者である個人事業者が令和6年1月1日から登録を受けるために登録申請書を提出する場合、課税期間の初日から起算して15日前の日である令和5年12月17日は日曜日であるため、同月18日が登録申請書の提出期限になる。その際、同日に登録申請書を提出するに当たり登録希望日を記載する場合には、翌課税期間の初日である「令和6年1月1日」と記載することとなる。



※1/1から登録を取り消す場合、12/17 まで(土日祝日の場合でもその翌日に期限が延長されない。)に提出しなければならない。